

住宅改修

事業費補助金



申請書の受付は

4月24日(金)

午前8時30分から

！変更点があります。ご注意ください！

- ・補助の上限額が20万円から**15万円**に変更されました
- ・加算額が10万円から**5万円**に変更されました
- ・給湯器類（電気・ガス・灯油等）は**対象外**になりました
- ・補助枠が50件から**35件**に変更されました

対象・条件

- ①町民の皆さんが町内で居住する住宅の修繕や機能向上のための改修費用（工事費30万円以上）
※倉庫や離れの改修、駐車場やカーポート等の整備、家具・家電・給湯器類の購入設置は対象外
- ②町税等を滞納していないこと
- ③補助金申請前に工事に着手しないこと。また令和9年2月末日までに工事完了すること
※過去10年間で同様の補助金（住宅リフォーム補助等）を受けている場合は申請できません。

補助率・額

補助率は工事費（税込）の3分の1、上限15万円。例）工事費45万円⇒45万円×1/3＝補助15万円
※次の場合は5万円が加算されますので、必ず申請時にお申し出ください。

- ①同居人が増える（Uターン者等）ため部屋を増改築、②18歳未満の子の部屋を増改築

申請の方法

※申請書の受付は平日8：15～17：00（土日祝日は受付できません）

申請用紙は「本庁2階 経営戦略課」と「総合支所窓口」にあります。
「川根本町公式HP」からダウンロードすることも可能です。

申請用紙に必要事項を記入し、添付書類をそろえたうえで、
受付開始日以降に「役場本庁2階 経営戦略課」までご提出ください。
受付は**4月24日(金) 午前8時30分～**、役場本庁2F 経営戦略課。

例年通り「先着順」で受け付けを行います。

申請書類に不足等がある場合は返却となりますのでご注意ください。

※Eメールや郵送での申請も可能ですが、受付順が遅くなります。

住宅改修補助金は
令和8年度で
終了します
申請はお早めに

住宅改修補助金の申請に必要な書類

役場経営戦略課か総合支所窓口で入手するもの(川根本町HPからも入手可)

- ・ 補助金交付申請書 (様式1号)
- ・ 事業計画書 (様式2号)

工事の施工業者さんからもらうもの

- ・ 施工見積書のコピー (工事費30万円以上(税込)を確認してください)
- ・ 施工箇所が分かる写真 (ご自身で撮影しても構いません)
- ・ 施工内容が分かる平面図 (屋根・外壁塗装の場合、写真で範囲が分かれば省略可)

Uターン者・子供部屋の加算を申請する場合はこちらも

- ・ 住民票のコピー (対象の人が載っているもの)

申請していただく前に、今一度ご確認ください。

申請書類に不足はありませんか

(書き漏らしや誤りにもご注意ください)

工事費(消費税込)は30万円を越えていますか

過去10年の間に同様の補助金を受けていませんか

※平成28年度以降に同様の補助金を使った方は申請できません。

申請内容に「離れや車庫」の改修が入っていませんか

申請内容に「家具・家電・給湯器」の設置が入っていませんか

既に工事が始まっていませんか (工事着手前に申請してください)

ご自身の持ち家ですか (借家の場合は家主の同意書(任意様式)が必要です)

住宅改修補助金は
令和8年度で
終了します
申請はお早めに

申請できるか迷う場合は経営戦略課 定住・移住推進室にご相談ください。

Tel.0547-56-2221 詳細をお聞きした上で、のちほどお返事いたします。



※過去10年の間に申請したかどうか確認できます。電話で氏名と住所を正確にお伝えください。